

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

| | | |
|----------------------------|----------------------|---|
| 処 分 の 名 称 | | 解体業新規、更新許可 |
| 根拠条例・規則名 | | 使用済自動車の再資源化等に関する法律 |
| 条 項 | | 第 60 条第 1 項 |
| 所 管 部 課 | | 環境局 資源循環推進部 産業廃棄物指導課（電話：048-829-1608） |
| 審 査 基 準 | 基 準 (未設定の場合はその理由) | 未設定 法令の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされていると認められるため。 |
| | 設定等年月日 | 平成 16 年 7 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正 |
| 標 準 処 理 期 間 | 期 間 (未設定の場合はその理由) | 65 日 |
| | 設定等年月日 | 平成 16 年 7 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正 |
| 備 考 | | |